

必読

暮らしの法律ナビ

No.88 遺言書を作成すべき事情

遺言書を書くにあたり、
自分には遺言をした方が良
いのか否か悩んでしまう
ことがあります。そこで、
今回は遺言書を作成すべ
き事情を紹介します。

① 子がいないご夫婦で財
産を配偶者に渡したい。
② 財産ごとに違う相続人
に渡したい。③ 子供間に
経済的な格差があり心配
な子がいる。④ 生前贈与
している子と贈与してい
ない子がいる。⑤ 自分は
再婚で、前配偶者との間
に子供がいる。⑥ 主な財
産が自宅不動産のみで、
居住している子がいる。

⑦ 相続人に意思表示がで
きない人や行方不明の人
がいる。⑧ 関わりを持ち

たくない相続人がいる。

遺言書があれば残され
た遺族が困る事なく、平
穩に財産を取得すること
ができます。また、遺言
書は何度でも書き換える
ことができますので、元
気な時期に準備し、家族
の事情が変われば、その
都度、変更すればよいの
です。お悩みの方は専門
家に相談ください。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)
<http://www.sandachuo.com>